



様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 23日

尼崎市長 殿

提出者

住所 兵庫県尼崎市杭瀬寺島2丁目1番3号

氏名 Pharmira株式会社
尼崎事業所
事業所長 廣門 典昭

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6401-4407

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	Pharmira株式会社 尼崎事業所
--------	--------------------

事業場の所在地	兵庫県尼崎市杭瀬寺島2丁目1番3号
---------	-------------------

計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日
------	--------------------

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医薬品原薬製造業(1651), 医薬品製剤製造業(1652)
--------	--------------------------------

②事業の規模	—
--------	---

③従業員数	32人(令和5年6月時点)
-------	---------------

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙のとおり
---------------------	--------

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙の通り

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	別紙の通り	t
	（これまでに実施した取組） フラスコ実験で溶媒使用量の最適化実験をおこなっているが治験薬製造量により増減する。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	排出量	別紙の通り	t
	（今後実施する予定の取組） フラスコ実験で溶媒使用量の最適化実験をおこなっていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 廃油および感染性廃棄物はそれぞれ別の保管場所を設置し、各部署からの廃棄物は事業所内の廃棄物管理業者に分別を委託している。
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 現状以上に分別はできない。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 特別管理産業廃棄物の量		別紙の通り t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙の通り t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 特別管理産業廃棄物の量		別紙の通り t
	自ら中間処理により減量した 特別管理産業廃棄物の量		t
	(これまでに実施した取組) 特になし		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量		別紙の通り t
	自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量		t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行った 特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 特になし	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	自ら埋立処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 4 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	別紙の通り
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t
	再生利用業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) 可能な限り再資源化可能な処理業者への排出をおこない、廃棄物の再資源化向上を推進してきた。	

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙の通り	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 可能な限り、再資源化可能な処理業者への排出をおこない、廃棄物の再資源化率向上を推進する。		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（令和4年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0	t
	(今後実施する予定の取組) 特になし		
※事務処理欄			

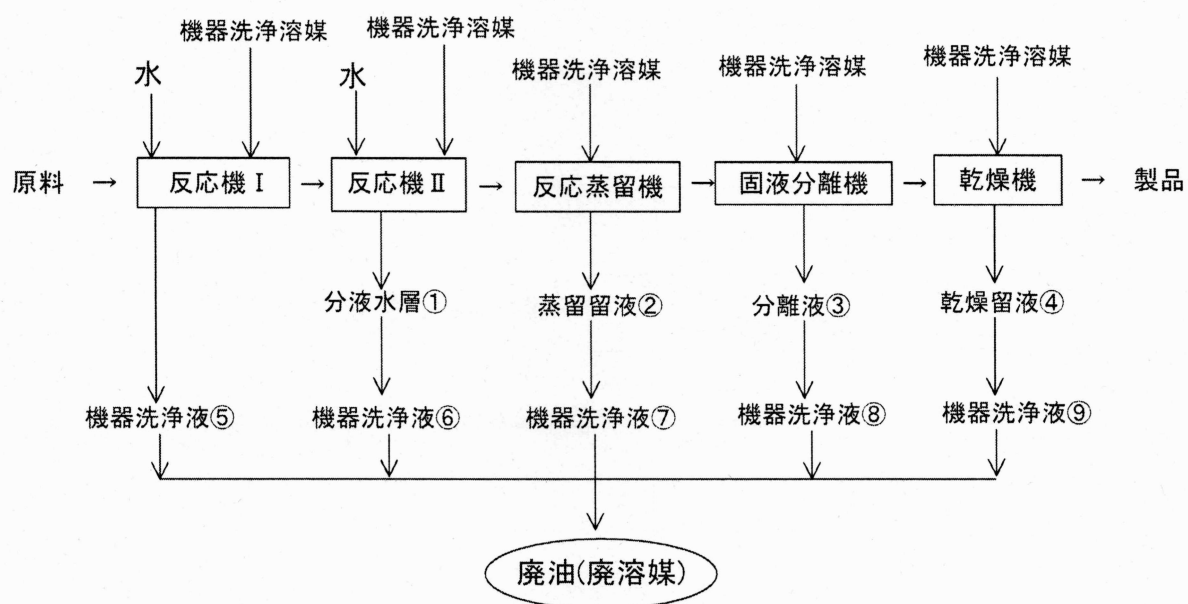
(第6面)

備考

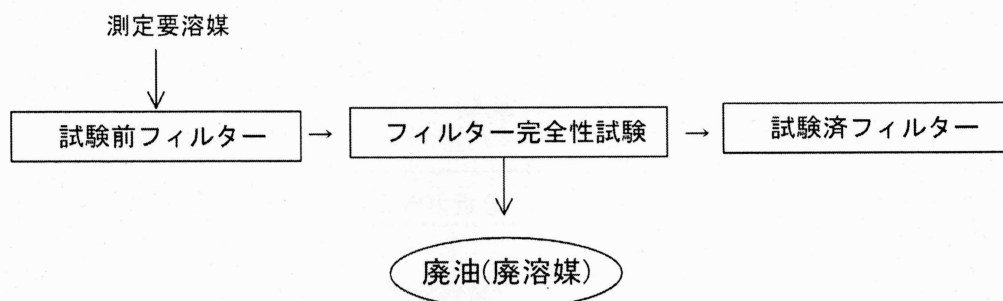
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

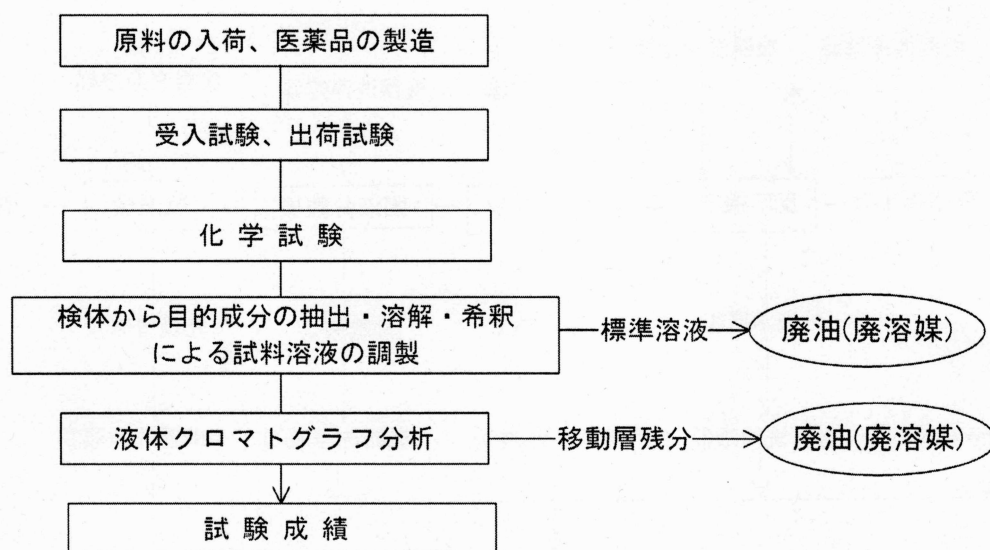
治験薬製造工程フロー図



製剤（注射剤）製造工程フロー図

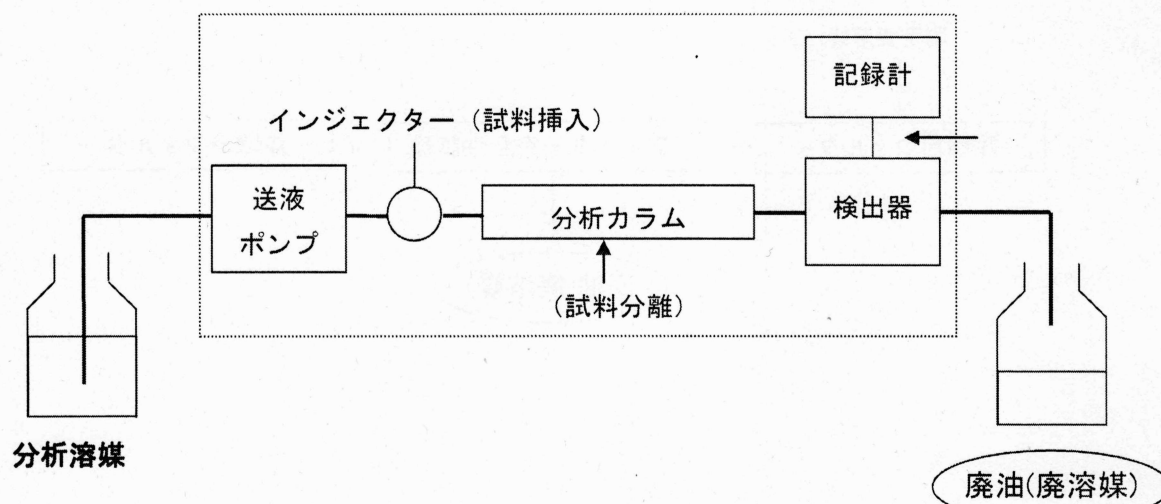


製品検査工程フロー図

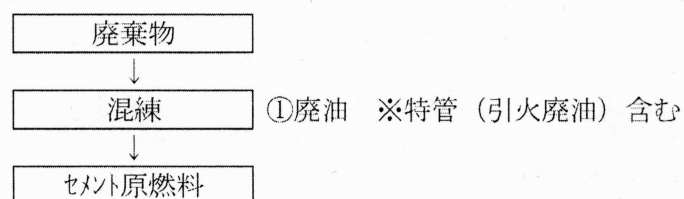


研究・実験工程フロー図

液体クロマトグラフ



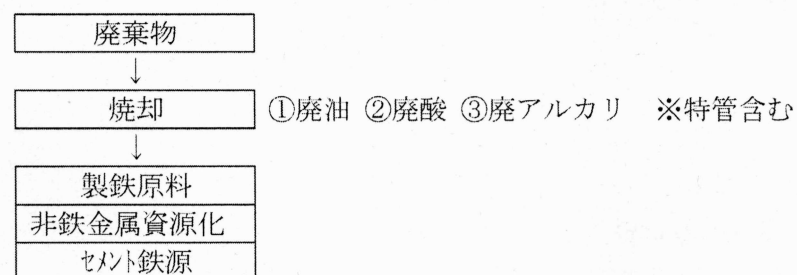
廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



①廃油（塩基性廃油を除く）

収集運搬委託＜松田産業㈱＞→中間処理（混練）＜エス・エヌ・ケー・テクノ株式会社＞

→セメント会社への原料、燃料として販売、または最終処分として委託



①廃油（塩基性廃油） ②廃酸 ③廃アルカリ

収集運搬委託＜松田産業㈱＞→中間処理（混練）＜光和精鉱株式会社＞

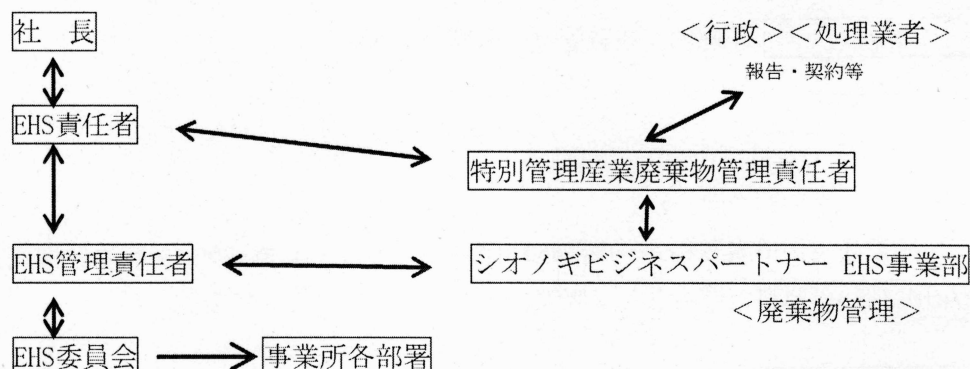
→製鉄原料の高炉用ペレットとして利用

→回収非鉄金属は精錬原料として資源化

→セメント向け鉄源として利用

廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



【分担】

特別産業廃棄物管理責任者

- ・ 統合的な廃棄物減量計画の立案
- ・ 事業所内の廃棄物処理計画等の策定、行政への報告
- ・ 処理委託業者の選択、廃棄物処理委託契約等手続き、引渡し、適正処理の確認
- ・ 事業所内の分別確認、各部署への指導監督

シオノギ総合サービス EHSグループ

- ・ 処理委託業者の調査、廃棄物処理委託契約等準備、引渡し、適正処理の確認
- ・ 廃棄物処理計画資料作成、行政への報告資料作成、特別産業廃棄物管理責任者の補助

他の全部署

- ・ 部署内の発生産業廃棄物の発生量削減、分別、場内一次保管場所への運搬
- ・ 部署内スタッフへの分別方法等の徹底

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

○ 現状 前年度（2022年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
排出量(t)	54.11	0.615	1.54

○ 計画 目標（2022年度と同レベルの計画）

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
排出量(t)	54	0.6	1.5

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

○ 現状 前年度（2021年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
自ら再生利用を 行った量(t)	0	0	0

○ 計画 目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
自ら再生利用を 行う量(t)	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

○ 現状 前年度（2021年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
自ら熱回収を 行った量(t)	0	0	0
自ら中間処理により減量 した量(t)	0	0	0

○ 計画 目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
自ら熱回収を行う量(t)	0	0	0
自ら中間処理により 減量する量(t)	0	0	0

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

○ 現状 前年度（2021年度）実績

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行った量(t)	0	0	0

○ 計画 目標

特別管理産業 廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
自ら埋立処分又は海洋投 入処分を行う量(t)	0	0	0

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

○ 現状 前年度（2022年度）実績

産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
全処理委託量(t)	54.11	0.615	1.54
優良認定処理事業所への処理委託量(t)	54.11	0.615	1.54
再生利用業者への処理委託量(t)	32.37	0.0615	0.154
認定熱回収業者への処理委託量(t)	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	21.74	0	0

○ 計画 目標（2022年度と同レベルの計画）

産業廃棄物の種類	7000 引火性廃油	7424 廃酸（有害）	7428 廃アルカリ（有害）
全処理委託量(t)	54	0.6	1.5
優良認定処理事業所への処理委託量(t)	54	0.6	1.5
再生利用業者への処理委託量(t)	32	0.06	0.15
認定熱回収業者への処理委託量(t)	0	0	0
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量(t)	22	0	0

以 上